

(案)

山口県過疎地域持続的発展方針

(令和8年度～令和12年度)

令和 年 月

山 口 県

はじめに

1 策定趣旨

「山口県過疎地域持続的発展方針」は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）第７条第１項に基づく、県における過疎地域（以下、特段の記載がない限り、同法附則第７条第１項に規定する特定市町村を含む。）の持続的発展を図るための大綱とし、同法第８条第１項に基づく過疎地域持続的発展市町村計画及び同法第９条第１項に基づく過疎地域持続的発展都道府県計画を策定する際の指針となるものです。

2 方針の期間

令和８年度から令和１２年度までの５年間とします。

目 次

1 過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項

(1) 過疎地域の現状と課題	1
(2) 過疎地域持続的発展の基本的な方針	7
(3) 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連	8

2 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項

(1) 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成

ア 移住・定住の促進	9
イ 関係人口の創出・拡大	9
ウ 地方創生テレワークとワーケーションの一体的な推進	9
エ 地域間交流の促進	10
オ 地域づくりの担い手の確保・育成	10

(2) 産業の振興

ア 農林水産業の振興	11
イ 地域産業の振興	12
ウ 企業の誘致対策	12
エ 創業・事業承継の促進	12
オ 商業の振興	13
カ 観光・レクリエーションの振興	13

(3) 地域における情報化

ア 情報通信基盤の整備	14
イ デジタル技術を活用できる人材の確保・育成	14
ウ 地域におけるデジタル技術の活用	14

(4) 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

ア 国・県道及び市町道の整備	15
イ 農道、林道及び漁港道の整備	15
ウ 港湾・漁港の整備	15
エ 交通確保対策	16

（５）生活環境の整備

ア 生活環境の維持保全	1 7
イ 水道、污水处理施設等の整備	1 7
ウ 公営住宅等の整備	1 8
エ 防災体制の整備	1 8

（６）子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

ア 子育て環境の確保を図るための対策	1 9
イ 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	1 9

（７）医療の確保

ア 医療確保対策	2 1
イ 無医地区・無歯科医地区対策	2 1
ウ 救急医療確保対策	2 2
エ 健康の保持・増進対策	2 2

（８）教育の振興

ア 地域の特性を活かした特色ある学校づくりの推進	2 3
イ 学校施設等の整備	2 3
ウ 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備	2 3

（９）集落の整備

ア やまぐち元気生活圏づくりの推進	2 5
イ 住民主体の地域づくりの推進	2 5
ウ 地域経営力の向上	2 6

（10）地域文化の振興等

ア やまぐちの文化資源を生かした「文化観光」の推進	2 7
イ やまぐちの文化芸術を担う人材の育成と活躍支援	2 7
ウ 県民誰もが文化芸術に親しめる環境の整備	2 7

（11）再生可能エネルギーの利用の推進

ア 再生可能エネルギーの利用推進	2 8
イ 農山漁村におけるエネルギー活用の推進	2 8

（参考資料）用語解説	2 9
------------	-----

1 過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項

(1) 過疎地域の現状と課題 (注)

ア 現状

本県においては、県内19市町のうち10市町（全部過疎：6市町、一部過疎：4市）が過疎地域、2市が特定市町村として指定されています。

過疎地域の面積は、3,570.4 km²（県土全体の58.4%）、人口は215,348人（県全体の16.0%）となっており、1 km²当たりの人口密度では、県全体の219.5人に対して、過疎地域は60.3人となっています。

◇ 過疎地域概況【図表1】

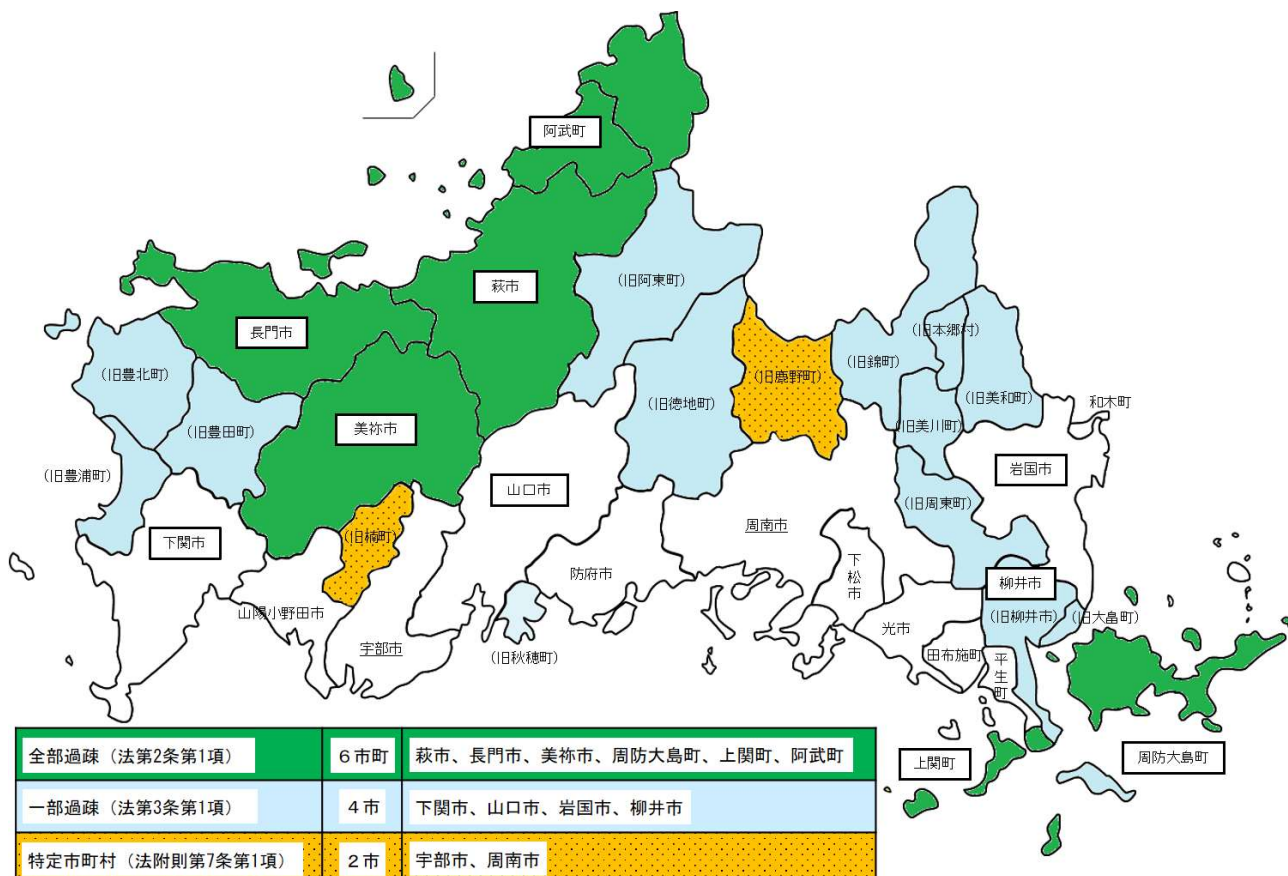
区分	市町数	人口（人）	面積（km ² ）	人口密度（人/km ² ）
過疎地域	10	215,348	3,570.4	60.3
全県 （うち特定市町村）	19 （2）	1,342,059 （8,433）	6,113.0 （258.2）	219.5 （32.7）
過疎割合 （特定市町村含む）	52.6% （63.2%）	16.0% （16.7%）	58.4% （62.6%）	— —

資料）国勢調査（総務省：令和2年）、

全国都道府県市区町村別面積調（国土交通省国土地理院：令和7年）

◇ 過疎地域指定状況（令和7年4月1日現在）

本方針の対象となる過疎地域の指定状況は以下のとおりです。



(注) 「(1) 過疎地域の現状と課題」における統計データは、特定市町村を非過疎地域として集計しています。

イ 人口

(ア) 人口の推移

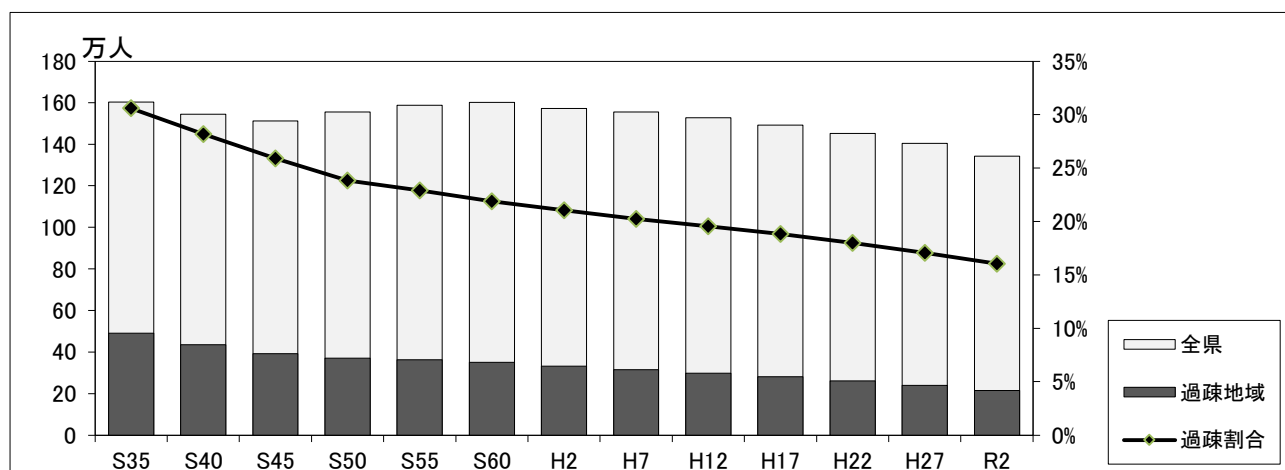
過疎地域の人口は、昭和 35 年(1960 年)には 49.0 万人でしたが、昭和 30 年代の後半から急速に減少し、昭和 40 年(1965 年)には 43.5 万人になりました。昭和 50 年代には減少のスピードがやや鈍化したものの、その後も減少は続き、令和 2 年(2020 年)には 21.5 万人になり、昭和 55 年(1980 年)から令和 2 年(2020 年)までの 40 年間で 40.7%減少しています。

一方、県全体では、同 40 年間で 15.4%の減少であることから、県全体の中でも、過疎地域の人口減少が著しいことが分かります。

また、全国の過疎地域では、同 40 年間で 36.9%の減少となっており、全国と比べても、山口県の過疎地域での人口減少が進んでいることが分かります。

過疎地域の人口減少に伴い、県全体の人口に占める過疎地域の人口の割合も低下を続けており、昭和 55 年(1980 年)には 22.9%でしたが、令和 2 年(2020 年)には 16.0%になっています。

◇ 人口の推移【図表 2－1】



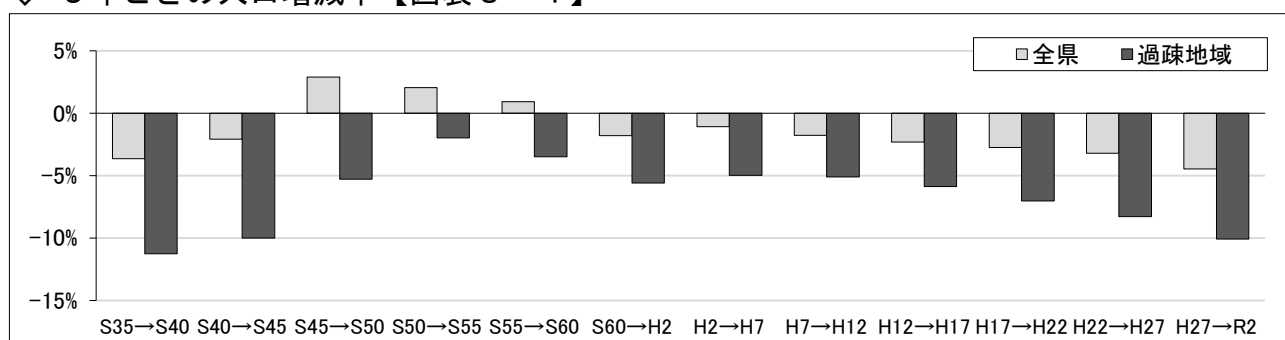
【図表 2－2】

(単位：万人、%)

区分	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
全県	160.2	154.4	151.1	155.5	158.7	160.2	157.3	155.6	152.8	149.3	145.1	140.5	134.2
過疎地域	49.0	43.5	39.1	37.1	36.3	35.1	33.1	31.5	29.8	28.1	26.1	23.9	21.5
過疎割合	30.6	28.2	25.9	23.8	22.9	21.9	21.1	20.2	19.5	18.8	18.0	17.0	16.0

資料) 国勢調査 (総務省)

◇ 5年ごとの人口増減率【図表 3－1】



【図表 3－2】

(単位：％)

区分	山口県		全国	
	過疎地域	全県	過疎地域	全国
S35～40 年 の増減率	△11.3	△ 3.7	△ 8.4	＋ 5.2
S40～45 年 "	△10.0	△ 2.1	△ 8.5	＋ 5.5
S45～50 年 "	△ 5.3	＋ 2.9	△ 4.5	＋ 7.0
S50～55 年 "	△ 2.0	＋ 2.0	△ 1.6	＋ 4.6
S55～60 年 "	△ 3.5	＋ 0.9	△ 2.0	＋ 3.4
S60～H2 年 "	△ 5.6	△ 1.8	△ 4.3	＋ 2.1
H 2～ 7 年 "	△ 5.0	△ 1.1	△ 3.4	＋ 1.6
H 7～12 年 "	△ 5.1	△ 1.8	△ 4.0	＋ 1.1
H12～17 年 "	△ 5.9	△ 2.3	△ 5.4	＋ 0.7
H17～22 年 "	△ 7.0	△ 2.8	△ 6.7	＋ 0.2
H22～27 年 "	△ 8.3	△ 3.2	△ 8.0	△ 0.8
H27～R2 年 "	△10.1	△ 4.5	△ 8.4	△ 0.7
S55～R2 年 "	△40.7	△15.4	△35.3	＋ 7.8

資料) 国勢調査 (総務省) ※全国の過疎地域は令和 6 年 4 月 1 日現在の地域で集計

(イ) 高齢者人口・若年者人口の推移

過疎地域の人口に占める高齢者の比率も年々高くなり、平成 17 年(2005 年)には 33.5%であったのが、令和 2 年(2020 年)には 45.6%に達し、全国の過疎地域の 39.8%と比較して高い比率となっています。

また、過疎地域の人口に占める若年者の比率は、令和 2 年(2020 年)で 8.6%であり、全国の過疎地域の 9.9%と比較して低い比率となっています。

◇ 高齢者比率 (全人口に占める 65 歳以上人口の比率) 【図表 4】

(単位：％)

区分	山口県								全国							
	過疎地域				全県				過疎地域				全国			
高齢者比率	H17	H22	H27	R2	H17	H22	H27	R2	H17	H22	H27	R2	H17	H22	H27	R2
	33.5	36.6	41.4	45.6	25.0	28.0	32.1	34.6	29.3	32.1	35.8	39.8	20.2	23.0	26.6	28.0

資料) 国勢調査 (総務省) ※全国の過疎地域は令和 6 年 4 月 1 日現在の地域で集計

◇ 若年者比率 (全人口に占める 15 歳～29 歳人口の比率) 【図表 5】

(単位：％)

区分	山口県								全国							
	過疎地域				全県				過疎地域				全国			
若年者比率	H17	H22	H27	R2	H17	H22	H27	R2	H17	H22	H27	R2	H17	H22	H27	R2
	11.7	10.1	9.3	8.6	15.1	13.5	12.9	12.6	13.3	11.7	10.7	9.9	17.4	15.6	14.6	13.9

資料) 国勢調査 (総務省) ※全国の過疎地域は令和 6 年 4 月 1 日現在の地域で集計

(ウ) 産業別就業人口の推移

過疎地域における産業別就業人口割合をみると、昭和50年(1975年)に35.7%であった第1次産業の割合は、令和2年(2020年)には12.1%まで大きく減少する一方、第3次産業の割合は昭和50年(1975年)の41.4%から、令和2年(2020年)の64.7%まで大きく増加しており、過疎地域においても第3次産業へのシフトが進んでいます。

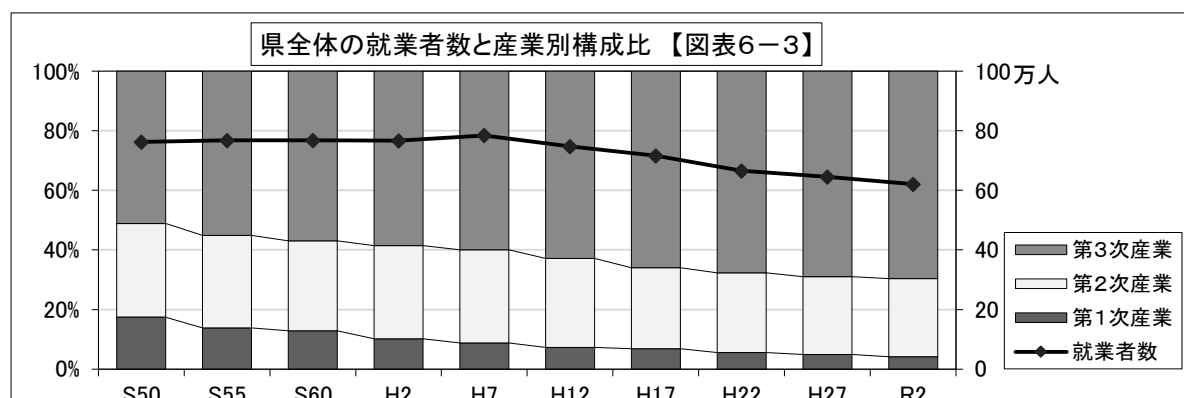
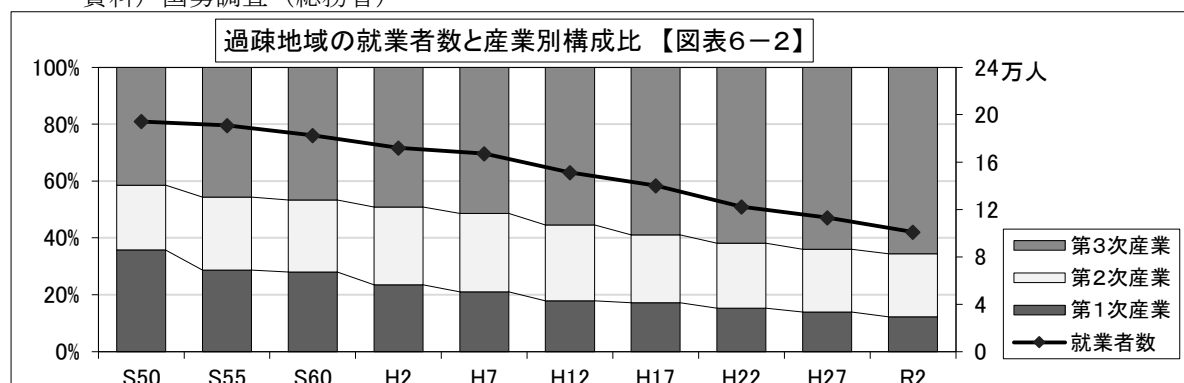
しかしながら、令和2年(2020年)の県全体における第1次産業の割合が4.1%であるのに対して、過疎地域では12.1%であり、過疎地域においては、第1次産業が一定の割合を占めています。

◇ 就業者数及び産業別就業人口割合の推移【図表6-1】

(単位：人、%)

区分	過疎地域				全県			
	就業者数	第1次	第2次	第3次	就業者数	第1次	第2次	第3次
S50年	194,380	35.7	22.8	41.4	762,617	17.4	31.3	51.0
S55年	190,975	28.6	25.7	45.6	767,930	13.8	31.0	55.1
S60年	182,680	28.0	25.3	46.6	767,544	12.9	30.1	56.9
H2年	172,127	23.5	27.3	49.1	766,513	10.2	31.1	58.5
H7年	167,087	21.0	27.5	51.4	784,540	8.8	31.1	59.9
H12年	151,263	17.8	26.6	55.4	746,704	7.2	29.7	62.6
H17年	140,251	17.2	23.8	58.7	716,331	6.8	26.9	65.3
H22年	122,191	15.2	22.6	61.4	665,489	5.4	26.2	66.2
H27年	113,127	13.8	21.9	63.3	645,035	4.8	25.6	67.5
R2年	101,045	12.1	21.9	64.7	620,702	4.1	25.7	68.3

資料) 国勢調査(総務省)



ウ 取組実績

本県においては、昭和 45 年(1970 年)の過疎地域対策緊急措置法以降、昭和 55 年(1980 年)の過疎地域振興特別措置法、平成 2 年(1990 年)の過疎地域活性化特別措置法、平成 12 年(2000 年)の過疎地域自立促進特別措置法、令和 3 年(2021 年)からの過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法まで、各法に基づき方針及び計画を策定し、県と関係市町村が相互に連携しながら、定住条件の整備を中心に生活環境の整備等を総合的、計画的に推進してきました。

- 生活環境基盤については、道路、水道施設、下水道施設や各種文化施設等の整備による快適な生活環境の確保に努めてきました。
- 高齢者が積極的に地域社会に参加できる環境づくりに加え、安心して暮らせるよう保健・医療・福祉サービスの充実にも努めてきました。
- 交通基盤については、広域的な基幹道路等の基盤整備を推進してきました。
- 産業基盤については、過疎地域の基幹産業である農林水産業の基盤整備や、地域資源*を活かした産業の振興等による魅力ある就業の場の確保に努めてきました。
- 交流基盤については、地域の交流推進拠点としての道の駅、体験型観光・レクリエーション施設の整備等に努めてきました。

これらの取組の結果、過疎地域における交通基盤をはじめとする生活環境の整備が進み、住民の利便性や快適性の確保が図られてきました。

◇ 過疎対策事業により実施した事業実績【図表 7】 (単位：億円)

区分	県事業	市町村事業	計
S45～S54 (過疎地域対策緊急措置法)	886.7	863.6	1,750.3
S55～H 元 (過疎地域振興特別措置法)	1,856.5	1,979.7	3,836.2
H 2～H11 (過疎地域活性化特別措置法)	3,116.4	3,970.2	7,086.6
H12～H21 (過疎地域自立促進特別措置法)	2,838.8	2,987.3	5,826.1
H22～R 2 (過疎地域自立促進特別措置法)	1,823.7	2,567.1	4,390.8
R 3～R 5 (過疎地域持続的発展支援特別措置法)	768.9	823.3	1,592.2

資料) 県及び市町調べ

◇ 生活環境基盤の整備状況 (令和元年度末、令和 4 年度末)【図表 8】 (単位：%)

区 分	道路				上水道普及率		下水道普及率	
	改良率		舗装率					
	R 元	R 4	R 元	R 4	R 元	R 4	R 元	R 4
過疎地域 A	54.9	55.2	89.9	89.9	83.0	83.9	78.1	81.4
非過疎地域 B	63.7	64.3	94.6	94.8	95.8	96.2	89.4	91.1
A－B	△ 8.8	△ 9.1	△ 4.7	△ 4.9	△12.8	△12.3	△11.3	△ 9.7
県全体	59.9	60.4	92.6	92.7	93.7	94.3	87.5	89.5

資料) 道路現況調査(国土交通省)、水道統計調査(厚生労働省)、
汚水処理人口普及状況調(国土交通省、農林水産省、環境省)、一部市町調べ

エ 課題

これまでの過疎地域自立促進方針では、「生活・産業面での条件整備の推進」「持続可能な地域社会の形成」「都市との共生社会の構築」の3項目を重点事項として、生活環境基盤の整備を着実に進めるとともに、多様な主体による地域課題解決の仕組みづくりを進める等、地域ごとの諸条件に応じ、ハード事業、ソフト事業の両面から様々な過疎対策を講じ、過疎地域の自立を促進してきました。

人口減少・高齢化が進行する一方、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の農山漁村に移住しようとする地方移住への関心の高まりや、テレワーク*など時間や場所に捉われない「働き方の新しいスタイル」の普及による地方移住への関心の高まりなど、過疎地域を取り巻く環境が大きく変化する中で、これまでの過疎対策における課題の解決や、過疎地域の持続的発展に向けての新たな理念を踏まえ、今後、次のような課題に対応していく必要があります。

① 生活環境基盤整備等の促進

住民生活の基盤整備は着実に進んできているものの、依然として、都市地域との格差は残されていることから、住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、快適な居住環境の提供、雇用の場の確保、利便性の向上が不可欠であり、生活環境基盤、産業基盤、交通基盤、情報通信基盤等の整備が必要です。

② 地域の多様な資源を活かした産業の振興

基幹産業である農林水産業をはじめ、多様な地域資源*を有効に活用し、過疎地域における産業活動の活発化や魅力ある雇用の創出・確保を図ることが必要です。

③ 自立・持続可能な地域を支える仕組みづくり

過疎地域では、地域の担い手が不足し、地域における相互支援機能の低下や集落の共同作業の継続が難しくなっていることから、集落機能*を維持するための広域的な範囲での支えあいの組織づくりや、地域を支える多様な担い手の確保・育成を進めていくことが必要です。

④ 移住・定住・交流の促進による新たな人の流れの創出

人口減少を抑制し、地域の活力を維持・活性化していくためには、U J I ターン*による移住・定住の促進や、雇用の受け皿として期待される第1次産業への新規就業対策等を推進するとともに、地域外の住民との交流や連携により、地域への新たな人の流れを創出していくことが必要です。

⑤ デジタル技術の利活用

地域が抱える様々な課題の解決を図り、より便利で豊かな生活を実現するための手法として、情報通信技術の活用への期待が高まっていることから、地域における情報通信基盤の整備等を進めていくことが必要です。

(2) 過疎地域持続的発展の基本的な方針

ア 持続的発展のための基本方針

過疎地域は、県土面積の約6割を占め、食料・水・エネルギーの安定的な供給、自然災害の発生防止、自然環境の保全等の面において、県民生活を支える多面的で重要な役割を担っています。

また、多様な文化・歴史の継承、良好な景観の形成等、県民に豊かな生活と多様なライフスタイルの実現の場を提供しています。

人口減少・高齢化の進行や「働き方の新しいスタイル」の普及、地方移住への関心の高まり等、過疎地域を取り巻く環境が大きく変化する中で、過疎地域における持続可能な地域社会の形成と地域資源*等を活用した地域活力の更なる向上を目指して、各地域の諸条件に応じ、ハード事業、ソフト事業の両面から、取り組むことを基本方針とします。

イ 持続的発展のための重点事項

上記基本方針を踏まえ、以下の3点を重点事項とし、過疎地域の持続的発展に向けた諸施策を展開します。

<重点事項>

- 集落機能*の維持・活性化
- 移住・定住・交流の促進
- デジタル技術の利活用

① 集落機能の維持・活性化

生活環境等の基盤整備や既存施設の長寿命化、防災・減災対策、地域資源*を活用した産業振興等を図るとともに、多様な主体による自主的な取組を通じて、地域自らが地域課題を解決していくことができる仕組みづくりを促進します。

- 地域間の交流・連携を強化し、各地域の活性化を図るため、相互を結ぶアクセス道路や農林水産物等の円滑な流通に資する農道等の整備、公共交通や医療搬送体制の確保、光ファイバ*網や5G*の整備等を進めます。
- 地域で安心して生活できるよう、医療や子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図ります。
- 過疎地域の主要産業である農林水産業の振興のため、新規就業者や中核経営体*の確保・育成、生産供給体制の確立に取り組みます。
- 豊かな地域資源を有効に活用するなど、新たな事業の展開を促進します。
- 生活サービス等を拠点化・ネットワーク化し、複数の集落が広域的に支え合う「やまぐち元気生活圏づくり」を進めます。
- 行政やNPO法人、地域コミュニティ組織*、地域おこし協力隊*、集落支援員等、多様な主体による取組や、相互に連携・協働した取組を推進します。

② 移住・定住・交流の促進

地域への移住・定住に向けた取組や、地域と継続的に関わる「関係人口」に着目した取組、都市と地域との多様な交流の促進等により、地域への新たな人の流れを創出するとともに、地域社会を担う人材の確保・育成を図ります。

- 若者や子育て世代を中心とした移住・定住を促進するため、移住希望者に対する働きかけや、相談対応・情報提供、受入支援を進めます。
- 空き家バンク*の充実等による住まいの確保や住環境の整備を進めるとともに、移住者の就業を支援します。
- 地域と継続的に関わる「関係人口」の創出・拡大を図り、二地域居住*や移住の裾野の拡大を推進します。
- 地方創生テレワーク*とワーケーション*を一体的に推進します。
- 都市と地域とのより深い関わりにつながる多様な交流を促進します。
- 地域づくり活動や農林水産業等の地域の産業を担う人材の確保・育成を進めます。

③ デジタル技術の利活用

情報通信基盤を整え、デジタル技術の利活用を進めることにより、地域や社会が抱える様々な課題の解決を図り、便利で豊かな生活の実現に向けた取組を推進します。

- 光ファイバ*網や5G*等、高度な情報通信基盤の整備を促進します。
- 健康・医療・介護、教育、防災、子ども、交通、インフラ等の準公共分野において、新たなデジタル技術の導入等を進めます。
- 新たなモビリティサービス*の活用に向けた取組を進めます。
- デジタル技術を地域づくり活動や地域課題の解決に活用できるリーダー人材の確保・育成を進めます。
- NPO法人や地域おこし協力隊*等、地域の幅広い関係者と連携し、地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援を実施します。
- 地域団体が行うデジタル技術を活用した地域づくり活動を支援します。

(3) 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

新たな過疎地域持続的発展計画の策定に当たっては、これまでの過疎対策の実績を踏まえ、県政運営の指針である「やまぐち未来維新プラン」や実効性のある地方創生の取組を進めていくための「第3期山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」、本県の中山間地域*対策を総合的、戦略的に進めるための「山口県中山間地域づくりビジョン」等の計画との整合性を図るとともに、計画の実施においては、広域的な経済社会生活圏における過疎地域の位置付けや機能分担を考慮し、県が取り組む諸施策との連携に留意しながら着実に推進します。

2 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項

(1) 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成

過疎地域における人口減少を抑制し、地域の活力を維持・活性化していくため、移住・定住の促進や、地域と継続的に関わる「関係人口*」の創出・拡大、都市と農山漁村との多様な交流等により、新たな人の流れをつくるとともに、地域づくりの担い手の確保・育成を進めます。

ア 移住・定住の促進

都市部等に居住する若者や子育て世代を中心とした移住希望者に対して、移住の働きかけや相談対応・情報提供、市町・地域と連携した受入支援等により、本県への移住・定住を強力に推進します。

また、空き家の利活用を図る空き家バンク*の充実等による「住まい」の確保、情報通信基盤・交通アクセス・医療等生活環境の整備、新規就農に関する技術研修をはじめとする就業等の支援等、地域での暮らしや仕事に関して、情報提供や支援を進めます。

イ 関係人口の創出・拡大

市町・関係団体等と連携し、地域課題の解決のための都市部人材と地域とのマッチングを推進するほか、ふるさと納税や地域づくり活動・伝統行事への参加の呼びかけ等、地域とつながりを持つ機会を提供し、地域と継続的に関わる多様な人材である「関係人口」の創出・拡大していくことで、地域への新たな人の流れを創出し、地域づくりの担い手として、地域の課題解決や活性化、将来的な二地域居住*や移住・定住につなげる取組を実施します。

ウ 地方創生テレワーク*とワーケーション*の一体的な推進

場所や時間にとらわれない「働き方の新しいスタイル」が普及し、首都圏の事業所に勤務しながら、地方へ移住する、いわゆる「転職なき移住」の取組が推進されています。

こうした社会の変化や地方移住への関心の高まりをしっかりと捉え、本県への新たな人の流れの創出・拡大に繋げていくため、首都圏企業等を対象とした、地方でのリモートワークを可能とする「地方創生テレワーク」とその裾野を広げる「ワーケーション」を一体的に推進します。

また、県内企業の魅力や労働の質を高め、人材の確保・定着を図るため、テレワークやオンライン会議等の「働き方の新しいスタイル」の実践・定着を推進します。

エ 地域間交流の促進

地域の活性化を図るため、自然環境や歴史文化、「食」等の地域の資源を活かして、都市と地域の多様な交流を促進します。

(ア) 観光による交流

地域が有する自然環境や歴史文化、温泉等の恵まれた観光資源に加え、魅力ある「食」や、その土地ならではの体験・交流メニューの開発、ホスピタリティの向上等により観光交流を促進します。

(イ) 都市と農山漁村との交流

コロナ禍により停滞した都市農山漁村交流の再開に向けた機運醸成や受入体制の再構築、地域の魅力向上を図るとともに、多彩な地域資源*を生かしたマイクロツーリズム*等の新たな観光需要に対応する取組地域の拡大や担い手育成を推進していきます。

(ウ) 県民の理解と多様な交流の促進

食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の発生の防止、自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等、多面にわたる機能を有する過疎地域の重要性について、県民の理解を深め、地域住民と都市住民との多様な交流を促進します。

オ 地域づくりの担い手の確保・育成

過疎地域における地域づくりを支える新たな担い手の確保・育成を進めます。

(ア) 研修等の機会を通じ、様々な優良事例や地域づくり活動のノウハウ等について、地域づくりの担い手や団体等への情報提供に努めるとともに、情報交換等を行うための場づくりや広域的なネットワークづくりを推進します。

(イ) 移住者や地域おこし協力隊*等の新たな地域の担い手や、企業や大学生などの外部人材を活用することにより、地域運営における多様な担い手の確保・育成を進めます。

(ウ) 市町・関係団体等と連携し、多様な人材の参画による地域ぐるみの活動を通じて、地域資源*を活かした子どもたちの豊かな学びを実現し、地域の担い手としての意識を育成します。

(オ) ウェルビーイング*の観点に着目した人づくりを推進するとともに、ウェルビーイングの考え方を広め、仕事への意欲が高まる職場環境づくりを進めることで、人材の確保・定着につなげていきます。

(2) 産業の振興

過疎地域の持続的発展を進めるためには、既存産業の活性化はもとより、新たな就業の場の創出や都市との交流人口の増加等により、生活の基盤となる産業づくりを進め、若者にとって魅力ある地域づくりを図っていくことが重要です。

このため、産業振興のための諸計画と整合性を取りつつ、環境の保全にも十分配慮しながら、地域の自然的・社会的条件を活かした農林水産業をはじめ地域産業の振興、企業の誘致、創業・事業承継の促進、商業の振興、観光・レクリエーション等の振興に努めます。

特に、農林水産物や、鉱工業品、技術、人材、観光資源、自然環境、歴史文化等の地域資源*を活用するなど、新たな事業の展開や創業活動を促進していきます。

さらに、後継者や人材の確保・育成、組織づくり、都市との交流拠点等による交流活動や販路開拓等、過疎地域における自主的な取組による産業振興が図られるよう、総合的な支援を行います。

ア 農林水産業の振興

「農林業の知と技の拠点*」等を核として、担い手の安定的な確保を図るとともに、生産性の向上や需要拡大に資するデジタル技術の普及・定着、環境負荷の低減に向けた新技術の開発・導入等を進め、生産性と持続性を両立した強い農林水産業を育成します。

(ア) 成長を支える多様な人材や中核経営体の確保・育成

募集から技術研修、就業、定着までの一貫した支援体制により、新規就業者の安定的な確保と就業後の定着を図るとともに、経営発展を目指す意欲ある担い手の経営基盤強化に向けた支援や、企業等の新規参入の促進など、多様な担い手を確保・育成する対策を講じます。

(イ) 県産農林水産物のさらなる需要拡大

本県独自のデジタルツールを積極的に活用し、消費者と生産者の相互理解の促進や、地産・地消の取組の強化を図るとともに、大都市圏や海外の現地ニーズ（需要）に的確に対応した供給体制を整備するなど、県産農林水産物のさらなる需要拡大を図ります。

(ウ) 需要の変化に対応した持続可能な生産供給体制の確立

県産農林水産物や加工品に対する需要の変化に的確に対応し、持続可能な生産活動が展開できるよう、スマート技術等の導入による省力化・高品質化栽培技術の開発や、環境負荷の低減に資する新たな技術開発、防疫体制の強化による安心・安全な農水産物の供給対策など、生産供給体制の強化対策を講じます。

(エ) 産地の維持・拡大に向けた基盤整備と防災力強化

効率的に生産拡大を進めるために不可欠な農林水産業の生産基盤を計画的に整

備するとともに、依然として深刻な鳥獣被害の防止対策の強化、やまぐち森林づくり県民税*の活用等による多面的機能の維持・発揮、近年多発傾向にある大規模な自然災害に備えた防災・減災の強化を図ります。

イ 地域産業の振興

地域経済の発展や雇用の場の確保に大きな役割を担っている中小企業の持続的な成長を促進するため、経営や技術の革新、販路拡大等を支援するとともに、今般の社会経済情勢の変化に対応するため、デジタル技術の活用や新事業展開による生産性の向上やビジネス変革の取組を支援します。

ウ 企業の誘致対策

地域経済の活性化を促進するため、過疎地域の持つ資源や特性に配慮しながら、地域への多面的な波及効果が期待できる成長産業をはじめとする優良企業の誘致を、県と市町等との連携のもとに積極的に推進します。

特に若者・女性の定住につながる魅力ある雇用の場を創出するため、今後とも高い成長が見込まれるデジタル関連企業や多様な働き方が可能なサテライトオフィス*の誘致について取組を強化するとともに、製造業、流通業等の受け皿となる工業用地については、既存の産業団地に加え、工場適地の確保に努め、多様な企業ニーズに対応します。

エ 創業・事業承継の促進

(ア) 創業

中小企業の源泉となる創業を促進することは、地域経済の活性化や雇用の増加に繋がることから、創業希望者の多様なニーズに対応する創業応援スペースの運営や女性創業の推進、創業支援金等の支給を行うとともに、市町や関係機関と連携し、創業準備段階からステップアップ・実践・フォローアップまできめ細かな支援を行います。

また、急成長が期待されるスタートアップ企業*の創出支援や、社会起業家*の育成支援にも取り組みます。

(イ) 事業承継

中小企業が、事業活動を継続し持続的に成長するためには、円滑な事業承継を図ることが重要であることから、事業承継集中支援期間の設定による機運醸成のほか、後継者育成支援プログラムの実施や、経営課題診断の実施、中小M&Aアドバイザー*の派遣による事業承継支援に取り組むとともに、事業承継・引継ぎ支援センターや商工会・商工会議所等の関係機関と連携した総合的な支援を行います。

オ 商業の振興

過疎地域において、人口減少や高齢化が進行している中で、生活環境や消費者ニーズの変化が生じており、地域の生活を支える小売商業の振興のため、多様な小売業態の展開（移動販売、共同配送、ICTの活用等）や地域コミュニティの核となる商業拠点づくり、新たな商品開発、意欲のある人材の育成等に取り組んでいく必要があります。こうした地域の主体的な取組に対して支援します。

カ 観光・レクリエーションの振興

本県の過疎地域は、瀬戸内海国立公園、北長門海岸国定公園、西中国山地国定公園、秋吉台国定公園、長門峡県立自然公園等の自然公園*をはじめ、豊かな自然と優れた観光資源に恵まれており、これらの資源を活用したリゾート整備や観光・レクリエーション施設の整備充実に努めます。

一方、自然環境への関心の高まりやライフスタイルの変化等に伴い、「見る観光」から「体験型の観光」へ、「団体旅行」から「個人旅行」へと観光客のニーズは多様化しています。また、仕事と観光を組み合わせた「ワーケーション*」も注目されています。さらに、高速交通網の整備と相まって、観光客の行動範囲は拡大しており、旅行もより広域化しています。

施設整備等に当たっては、このような国民の意識の変化等を踏まえるとともに、自然環境との調和に十分配慮します。

また、地域の様々な資源を観光に活用した新しいイベントや、その地域でしか味わえない、地域ならではの旅を創出するとともに、地域ぐるみの受入体制の整備を図ります。

(ア) 過疎地域の特性を活かし、既存観光施設のリニューアル、埋もれた観光資源の発掘、新たな観光資源の創造等により、観光地の形成を促進します。

また、多様な観光ニーズに対応した、山口ならではの新たなツーリズムを創出するとともに、誰もが安心して観光ができる環境整備、さらには地域住民の地域への誇りの醸成につながる観光地域づくりを推進します。

(イ) 観光客のニーズや特性に応じて、発信エリアやターゲットを絞り込み、SNS*等の効果的な発信媒体や手段を活用した、より効果的な観光宣伝を行います。

(ウ) 県境を越えた広域的な観光ルートや、県内を周遊する広域観光ルートの拡充を図るとともに、過疎市町等の広域連携による戦略的な観光ゾーンの形成等、多様な観光交流の促進・強化に努めます。

(3) 地域における情報化

光ファイバ*網や5G*等、高度な情報通信基盤を県内全域にくまなく整備するとともに、デジタル技術を地域課題の解決等に活用できるリーダー人材の確保・育成、地域におけるデジタル活用支援を図り、地域のデジタル化を進めることにより、デジタルデバイドを解消し、県民生活に密接に関連する準公共分野において新たなデジタル技術の導入を重点的に進めることで、暮らしの豊かさや地域の活力を実感することができる社会を形成します。

ア 情報通信基盤の整備

光ファイバ網や5G等、高度な情報通信基盤が離島や過疎地域も含め、県内全域にくまなく整備されるよう、市町と連携して、光ファイバのユニバーサルサービス制度*の活用等も含め、地域に合った最適な整備方法等の検討・調整を行うとともに、国による地域協議会等を通じて、国や通信事業者に未整備地域の解消を働きかけていきます。

イ デジタル技術を活用できる人材の確保・育成

企業、団体、県民等を対象に、デジタル技術の活用やDXに関する啓発の推進、研修会やセミナー・ワークショップ等の実施により、デジタル技術を地域課題の解決等に活用できるリーダー人材の確保・育成を図るとともに、育成した人材が地域や企業等において広く活躍できるよう、コミュニティの形成、実践機会の創出に努めます。

ウ 地域課題の解決に向けたデジタル技術の活用

県、市町、携帯電話事業者等による連携組織を核として、地域コミュニティ組織*やNPO法人、地域おこし協力隊*等の、地域の幅広い関係者と連携し、地域独自のスマホ教室の開催や人材育成、事業者の提案による市町と連携して取り組むスマートフォンの活用促進等に向けたモデル事業等、地域住民に対するきめ細やかなデジタル活用支援を推進します。

また、地域課題の解決にデジタル技術を活用するなど、新たな技術や手法を活用しながら、これまで積み重ねてきた取組を発展・加速させるとともに、今までとは異なる発想による取組を支援します。

さらに、県民生活に密接に関連する健康・医療・介護、教育、防災、子ども、交通、インフラ等の準公共分野において、新たなデジタル技術の導入を重点的に進めるとともに、新たなモビリティサービス*の活用に向けた取組を進めます。

(4) 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

(ア) 広域的な道路網の整備

地域間の交流・連携を強化し各地域の活性化を図るため、高規格道路や港湾・空港等とのアクセス向上に資する道路の整備を促進します。

(イ) 生活道路網の整備

生活の利便性・安全性の向上を図るため、各地域の中心部や公共施設へのアクセス向上に資する道路や、身近な生活道路の整備を促進します。

(ウ) 交通確保対策

地方バス路線、離島航路、鉄道等については、その維持・活性化に努めるとともに、地域の実情に応じた効率的な地域公共交通の形成に努め、利用促進を図ります。

ア 国・県道及び市町道の整備

過疎地域の課題やニーズを踏まえた上で、広域的な道路網や生活道路網を形成する国・県道及び市町道の整備を重点的かつ計画的に進めます。

イ 農道、林道及び漁港道の整備

(ア) 農道

農作業の効率化、農産物流通の合理化等を通じた農業生産の近代化と生産性の向上を図るとともに、過疎地域の活性化、地域間の交流促進に資するため、農道の整備を推進します。

(イ) 林道

林道は、効率的な林業経営の展開や森林の適正な維持管理の推進のために必要な施設であるとともに、農山村の生活環境の整備、地域産業の振興等にとって重要な役割を果たしていることから、自然環境の保全に配慮しつつ、森林基幹道等各種林道の整備を推進します。

(ウ) 漁港道

漁港機能の向上と漁業生産の効率化及び大規模自然災害発生時の水産事業の継続のため、円滑な漁獲物及び漁業関連資材の輸送に資する漁港道の整備を進めます。

ウ 港湾・漁港の整備

農林水産物や生活関連物資等の円滑な流通の確保及び大規模自然災害発生時の水産事業等の継続のため、それぞれの港湾・漁港の特性に配慮しながら整備を進めます。

エ 交通確保対策

(ア) 地方バス路線等

地域住民の日常生活に必要な生活交通として、運行維持費を助成し、その維持・活性化に努めます。

また、交通空白地の移動手段の確保や幹線バス路線の維持が図られるよう、デマンド型乗合タクシー*の導入や新たなモビリティサービスの活用、既存の公共交通サービスの改善等を含めた様々な視点からの取組を推進します。

(イ) 離島航路

離島航路については、島民唯一の公共交通機関として、運航維持費の助成を通じ、航路の維持・確保に努めるとともに、各航路の経営改善や利用促進の取組が進むよう支援します。

また、地域の実情や利用実態に応じ、船舶の整備・改善を計画的に進めます。

(ウ) 鉄道

鉄道については、駅施設のバリアフリー化等の安全対策を促進するとともに、運行本数の確保や利便性の向上を図るため、地元市町や関係機関を中心とした利用促進の取組を展開します。

(5) 生活環境の整備

生活様式の高度化、多様化に対応し、住民の生活水準の維持向上を図るため、水資源保全、県土保全等、過疎地域が有する多面的機能の維持や生産活動との調和に配慮しつつ、農山漁村の地域特性を活かした安全で快適な各種生活環境の整備を進めます。

ア 生活環境の維持保全

災害の防止や下水道整備等、快適な農山漁村の暮らしづくりに向けた取組を進めるとともに、協働活動や資源を活かした農山漁村活動等、県民力を発揮した取組により、魅力ある農山漁村づくりを進めます。

(ア) 多面的機能発揮に向けた生産基盤・農村環境の保全促進

日本型直接支払制度*を活用した中山間地域*等の集落活動や多様な主体の参画による、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備（担い手の育成や機械・農作業の共同化等）に向けた取組を支援します。

(イ) 危険ため池解消に向けた整備の促進

ため池の決壊による人命や財産への被害を未然に防止するため、農家の費用負担の軽減を図ることにより、山口県地域防災計画に設定された「危険ため池」の解消に向けた整備を促進します。

また、「ため池工事特措法（ため池防災工事等推進計画）」に基づくため池の改修や廃止、必要な防災工事を実施します。

(ウ) 地域力を発揮する多様な取組の推進

食に関する県民の理解促進、森林資源の活用等を通じた地域の活性化、農林漁業経営や地域活動等における女性の活躍促進、森林整備から河口域における藻場・干潟の再生活動、海浜環境の美化等、地域力、県民力を発揮した取組を推進します。

イ 水道、污水处理施設等の整備

(ア) 水道施設等

安心して飲める安全な水質を確保し、施設の計画的な更新や耐震化を進めるなど、持続可能な水道を確立するため、水道事業者等の経営基盤の強化を促進します。

(イ) 廃棄物処理施設

分別収集、広域処理を基本としたごみ、し尿等廃棄物処理施設の整備拡充を進めるとともに、引き続き計画的な収集体制を確立し、ダイオキシン対策や廃棄物減量化等、廃棄物の適正な処理に努めます。

(ウ) 汚水処理施設等

公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む。）、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティプラント等による生活雑排水、し尿処理を進めることにより、生活環境の改善に努めます。

また、公共下水道、農業集落排水施設等の集合処理区域外の地域にあつては、個別又は市町による浄化槽の設置を促進することにより、生活雑排水やし尿の適正処理を行い、快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図ります。

なお、浄化槽については、くみ取り及び既存みなし浄化槽（いわゆる単独処理浄化槽）から浄化槽（いわゆる合併処理浄化槽）への転換を促進します。

ウ 公営住宅等の整備

既存の公営住宅については、長寿命化計画*に基づき、適正な更新、改善、維持管理を促進します。

エ 防災体制の整備

(ア) 消防体制の強化を図るため、消防の広域化や消防施設・設備の整備を促進します。

(イ) 災害発生時に防災情報を迅速かつ的確に提供するため、市町が取り組む防災行政無線等の情報伝達体制の整備を促進します。

(ウ) 平常時から、市町が取り組む洪水や土砂災害等に対するハザードマップ*等の作成に対する支援や要配慮者*の避難対策を促進します。

(エ) 自助・共助等の防災意識を高めるため、各種広報媒体の活用や防災訓練を実施するとともに、自主防災組織*の育成と活動の活性化を促進します。

（６）子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

誰もが安心して子どもを生み育てることができるように、「やまぐち子ども・子育て応援プラン」に基づき、「みんなで子育て応援山口県」を推進し、子どもが健やかに生まれ育つ子育て環境の確保を図ります。

また、高齢化が著しい過疎地域における高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るため、「やまぐち高齢者プラン」に基づき、市町等と連携しながら、地域包括ケアシステム*の深化・推進や高齢者が活躍する地域社会の実現に向けて取り組みます。障害者については、自立と社会参加を進めるための施策を推進します。

ア 子育て環境の確保を図るための対策

幼児教育・保育にかかる施設や小規模保育等の地域型保育事業については、市町の子ども・子育て支援事業計画に基づいて、必要と認められる施設の設置又は改築等の整備を計画的に行います。

また、児童館や放課後児童クラブ*、子育て支援のための拠点施設等の整備や、延長保育、一時預かり等のソフト対策についても、同計画に基づいた整備、充実に努めます。

イ 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

（ア）地域包括ケアシステム*の深化・推進

- ① 高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の基盤強化を推進します。
- ② 高齢者がその有する能力に応じ、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、身近な地域における重層的な見守り・支え合い体制等、高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じた支援体制の充実・強化を図るとともに、高齢期になっても元気で生きがいのある生活が送れるよう、生涯を通じた健康づくりや介護予防・重度化防止の取組を推進します。
- ③ 高齢者一人ひとりの介護ニーズに応じた介護サービスが提供されるよう、サービス提供体制を整備するとともに、利用者主体の体制づくりや介護サービスの質の向上に向けた取組を推進します。
- ④ 介護給付適正化の取組を推進するとともに、市町や事業者等への支援を行い、持続可能な介護保険制度の構築に取り組みます。
- ⑤ 高齢者の希望やニーズに応じて、医療機関や施設から在宅生活への移行、在宅生活の継続ができるよう、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制整備を推進します。

⑥ 「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って、できる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会」を実現するため、認知症の人やその家族の視点に立った支援の充実や環境・体制づくりを推進します。

⑦ 拡大、多様化する福祉・介護ニーズに的確に対応できるよう、中長期的な視点に立って、質の高い人材の安定的な養成・確保、資質の向上や働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化及び質の向上を促進します。

(イ) 高齢者が活躍する地域社会の実現

① 高齢者がその豊かな知識や経験、技能等を活かし、地域を支える担い手として、また、社会参画することが社会貢献による生きがいづくりや介護予防にもつながることから、ボランティアや就労等で高齢者が活躍する生涯現役社会の実現に向けた取組を推進します。

② 豊富な技術・経験を有する高齢者の就労に向けて、多様なニーズに対応した働きやすい環境づくり、就業機会の確保及び就業支援に取り組みます。

(7) 医療の確保

過疎地域の医療を確保するため、「山口県保健医療計画」に沿って対策を進めます。
市町やへき地診療所、へき地医療拠点病院、へき地医療協力医療機関等、関係機関と連携協働して、医療資源の効率的な活用を図るとともに、地域の実情に応じた医療と保健活動とが一体となった総合的な保健医療体制の確立を図ります。

ア 医療確保対策

(ア) 地域住民の医療を確保するため、診療所の設備等の充実を図るとともに、診療所が十分に機能するよう、その運営を支援します。

また、医師等の確保を円滑に進めるため、医師等の研修機会の確保を図るとともに、勤務環境の改善に市町と連携して取り組みます。

(イ) 医師の確保を促進するため、県内の公的医療機関等において一定期間医師として勤務した場合に返還義務を免除する修学資金貸付制度を活用するとともに、自治医科大学卒業医師をへき地の公的病院や診療所に派遣します。

また、県内の専門研修プログラム基幹施設、へき地医療機関と連携し「総合診療専門医」を養成し、これらの医師や医学生、義務年限明けの自治医科大学卒業医師の地域への定着化を進めるとともに、公的病院や診療所に対する医師の就職の紹介やあっせんを行います。

(ウ) 医学生等を対象とした地域医療セミナーや地域医療現場体験ツアーの開催等を通じ、地域医療や総合診療への理解を深め、へき地医療への動機づけに努めます。

(エ) 代診医派遣・医師派遣・巡回診療を行うへき地医療拠点病院の機能強化を図るとともに、へき地医療拠点病院とへき地医療協力医療機関との役割分担や連携、協働を進め、へき地医療支援体制の充実に努めます。

(オ) 遠隔診療やクラウド型電子カルテの導入等、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用し、過疎地域における医療水準の向上や診療を支援する体制の充実に努めます。

イ 無医地区*・無歯科医地区*対策

(ア) 無医地区等の医療を確保するため、へき地医療拠点病院により、巡回診療等を行います。

(イ) 無歯科医地区の歯科医療を確保するため、歯科医師会の協力を得て、定期的な巡回診療を実施するとともに、口腔衛生思想普及活動を推進します。

ウ 救急医療確保対策

離島等の救急重症患者を一刻も早く救急医療施設へ搬送するとともに、ドクターヘリの円滑な運航を支援するため、関係機関が協力し、ランデブーポイントの更なる確保に努めます。

エ 健康の保持・増進対策

無医地区*及びその周辺地域等の保健医療に恵まれない地域で、保健師や栄養士による健康増進・疾病予防に関する保健指導、療養者の療養指導・栄養指導を実施しながら、県と市町との連携により保健活動や健康づくりを進めます。

また、健康づくりに関する総合的な情報を提供するホームページ（健康やまぐちサポートステーション）の内容充実に努めるとともに、県民の健康づくりの中核施設である山口県健康づくりセンターにおいて、人材育成の研修、健康情報の提供等を実施します。

(8) 教育の振興

学校教育においては、へき地・複式教育について実践的・累積的な研究を進めるとともに、「地域や伝統、文化を踏まえた教育」の推進や子どもの健やかな学びや育ちを地域ぐるみで支える取組の充実等、地域の特性を活かした特色ある学校づくりの推進、学校施設の整備に努め、児童生徒の減少に伴って生じる小規模校、複式学級等の教育水準の維持向上を図ります。

また、過疎地域の教育の振興を図り、県民が主体的に学習に取り組むことができるよう、多様な学習機会・学習情報の提供や、地域で活躍できるリーダーやコーディネーター等の養成、集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備等に取り組み、生涯学習を総合的に推進します。

ア 地域の特性を活かした特色ある学校づくりの推進

県内、各地域のへき地・複式教育研修会や研究活動への支援等により、情報交換及び研究活動を促進し、小規模校、複式学級における教育水準の維持向上を図ります。

また、へき地における児童生徒の豊かな人間性や社会性、自ら学び、自ら考える力を育成するため、個性を活かす教育や、地域の自然的環境、文化的環境を活かした体験的な学習を推進します。

さらに、郷土に誇りと愛着をもち、主体的に社会に参画する人材を育成するため、「地域や伝統、文化を踏まえた教育」を基軸として、地域による学校支援活動や、保護者・地域住民が積極的に学校運営に参画できるコミュニティ・スクール*の仕組みを活用し、子どもの健やかな学びや育ちを地域ぐるみで支える取組の充実を図るなど、地域の特性を活かした特色ある学校づくりを推進します。

イ 学校施設等の整備

県立学校については、老朽化対策や防災機能の更なる強化に向けた施設整備を計画的かつ着実に実施するとともに、教育環境の向上に向けた施設整備にも一体的に取り組み、安心・安全で質の高い魅力ある教育環境づくりを推進します。

市町立学校については、各市町が計画する、耐震化対策や老朽化対策などの各種施設整備が円滑に進むよう、必要な支援に努めます。

ウ 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

集会施設、体育施設、社会教育施設は地域住民に最も身近な公共の施設として、過疎地域におけるコミュニティの育成や地域振興に大きな役割を果たすことから、地域の実情に応じて計画的に整備し、魅力ある地域社会の形成を図るとともに、既存施設の有効活用を促進します。

(ア) 集会施設

市町を単位とする総合的集会施設については、地域住民の日常生活に即した学習活動、文化活動等の場として計画的な整備に努め、地区を単位とする高齢者コミュニティセンター等の各種施設については、総合的な調整を図りながらその適正配置と整備を促進します。

(イ) 体育施設

地域の特性と住民の多様なスポーツ・レクリエーションニーズに対応するため、広域スポーツセンターによる総合型地域スポーツクラブの創設・育成の支援並びにスポーツ情報の提供を図るとともに、学校体育施設の活用も考慮しながら、多目的な用途に配慮した地域におけるスポーツ環境の整備に努めます。

(ウ) 社会教育施設

青少年教育施設については、各施設の体験活動と施設間の連携強化による学びの場の充実に努めます。

また、「かがやきネットやまぐち*」による学習機会を拡充するとともに、「バーチャル山口博物館*」などによる所蔵資料の公開や「図書館ネットワークシステム*」によるレファレンスサービス*の充実など、デジタル技術の活用による質の高い学習環境の整備に努めます。

(9) 集落の整備

人口減少や高齢化の進行により、地域の担い手が不足し、集落の共同作業の継続が難しくなる等、既存の集落単位での取組だけでは地域を維持することが困難となっている中であっても、活力ある地域社会を構築していくため、広域的な範囲で日常生活を支え合う「やまぐち元気生活圏」づくりを進めるとともに、地域づくりに参画する人材の確保・育成を進めます。また、自立に向けて地域自らが地域課題の解決に持続的に取り組む等、地域経営力を持った地域づくりを進めます。

ア やまぐち元気生活圏づくりの推進

既存の集落の枠を超え、複数の集落が広域的に支え合う「やまぐち元気生活圏」づくりの形成を進めます。

- (ア) 複数の集落単位で生活サービス等の拠点化とネットワーク化を推進するとともに、近隣を中心都市等と連携し、地域産業の振興や定住の促進を図ります。
- (イ) 小学校区や大字等の広域的な範囲で集落を支え合う地域コミュニティ組織*づくりを促進するとともに、持続的な活動体制づくりを支援します。
- (ウ) 新しい地域コミュニティ組織づくりや地域課題の解決に向けた支援等、市町と県、関係団体が連携し、課題解決に向けて一体となって取り組む体制づくりを進めます。
- (エ) NPO法人等の自主的な地域づくり活動や、関係団体が連携した取組を促進するとともに、新しい支援者や活動団体の育成を促進します。

イ 住民主体の地域づくりの推進

地域が抱える様々な課題を解決していくため、地域住民による自主的・主体的な地域づくり活動を促進します。

- (ア) 住民相互の話し合いやワークショップ等を通じて、住民が自主的・主体的に地域の将来像や具体的な目標、行動計画等を定めるとともに、その実現に向けた実践活動を支援します。
- (イ) 地域住民が主体となった活動を効果的に進めていくため、地域運営組織*や社会福祉協議会、農商工団体等、多様な主体との連携を図ります。
- (ウ) 企業や大学生、専門家など多様な人材が連携・協働し、地域課題の解決や地域資源*の活用等に向けた支援を行う体制整備を進めます。
- (エ) 集落への目配りや集落での話し合いへの参加等、地域づくり活動をサポートし、行政と地域をつなぐ集落支援員の活用を進めます。

- (オ) 地域の担い手を確保するため、地域の仕事を組み合わせて、年間を通じた仕事を創出し、安定的な雇用環境等を確保する特定地域づくり事業協同組合制度*の取組を支援します。

ウ 地域経営力の向上

人口減少・高齢化が進行する過疎地域で、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、自立に向けて地域自らが地域課題解決に持続的に取り組む等、地域を経営していく仕組みづくりを進めます。

- (ア) 地域の課題解決に向けた事業等の取組を持続的に行う地域を経営する組織「地域経営会社*」の立ち上げ等の、地域住民の主体的な取組を支援します。

- (イ) 「地域経営会社」が実施する、地域住民のニーズに対応した日常生活に必要な生活サービスの維持・確保に向けた取組や、地域資源*を活かした事業や採算のとれる生活サービスの展開、複数の事業を組み合わせ収入を増やす取組を支援します。

- (ウ) 「地域経営会社」が持続的に運営を行っていく上で必要となる、地域経営をマネジメントできる人材の確保・育成を促進します。

(10) 地域文化の振興等

文化や芸術は、人々の心を豊かにし、地域に活力を与えるものであり、豊かな自然や風土、歴史の中で、県民誰もが文化芸術に親しみ、多様なひとが活気ある地域の中でいきいきと活躍できるよう、やまぐち文化芸術振興プランに沿って、身近な文化芸術活動の場の提供、施設と地域との連携・協働の促進、文化施設の充実等により、本県の文化力の向上を図ります。

ア やまぐちの文化資源を活かした「文化観光」の推進

文化資源と観光・スポーツの融合等により、地域のさらなる魅力創出・向上を図るほか、美術館を核とした文化施策による交流の促進や、錦帯橋の世界文化遺産登録に向けた取組等、本県の多彩な文化資源を活用した「文化観光」の推進により、交流人口を拡大します。

イ やまぐちの文化芸術を担う人材の育成と活躍支援

文化芸術の創造と発展を図り、次世代へ継承するため、子どもたちが地域や学校、文化施設などで文化芸術に触れる機会を充実し、豊かな感性や創造性を育みます。

また、将来性のある若手芸術家等の活動や、伝統芸能・伝統工芸等の伝承者を支援し、今後の地域文化を支える指導者等の確保に向けた取組を強化します。

さらに、本県の文化芸術活動で功績のあった個人や団体を顕彰し、県民の文化芸術に対する関心や意欲を高めていきます。

ウ 県民誰もが文化芸術に親しめる環境の整備

県民が文化芸術に触れる機会、活動に参加する機会、作品等を創作する機会の充実を図り、年齢、障害の有無、経済的な状況や居住する地域にかかわらず、等しく、これらの機会を享受できる環境を整備します。

また、地域の文化芸術活動をさらに活性化するために、多様な主体が参画し、互いに支えあい、社会全体で文化芸術活動の振興を図る仕組みづくりを推進します。

(11) 再生可能エネルギーの利用の推進

暮らしに密着した地域脱炭素化*の推進に向けて、県内の豊富な日射量や風況、森林資源等の自然特性に加え、再生可能エネルギー*に関する県内産業の技術力を活かし、省・創・蓄エネ*の組み合わせによる多様な再生可能エネルギーの導入に向けた取組を推進します。

ア 再生可能エネルギーの利用推進

再生可能エネルギーの利用推進のため、設備の導入効果や助成制度等に係る普及啓発及び県民・事業者向けの補助等による幅広い支援に努めます。

イ 農山漁村におけるエネルギー活用の推進

バイオマス*発電等、本県の自然や産業の特性を活かした再生可能エネルギーの導入を促進します。

農山漁村は自然の恵みによりもたらされるバイオマスは豊富です。その多くのバイオマスの活用を通じて、他産業と連携し、新たな事業の創出を促進し、活力ある農山漁村の実現に向け取り組みます。

(参考資料) 用語解説

「山口県過疎地域持続的発展方針」に記載されている用語のうち、専門的な用語、十分に定着していない用語などについて、その解説を記載しています。なお、用語の右側に付しているページ番号は、その用語が出てくるページを示しています。

あ

■空き家バンク 《P8, 9》

空き家所有者等から空き家に関する登録の申込を受け、登録を行った空き家の情報を公開するとともに、利用登録を行ったものに対し、空き家の紹介を行う仕組みのこと。

■新たなモビリティサービス 《P8, 14, 16》

デジタル技術などの先端的技術を活用して行う、交通分野における新しい業態やサービスのこと。移動の利便性や経済性の抜本的な向上を目的として活用が図られている。

う

■ウェルビーイング 《P10》

well (良い) とbeing (状態) を合わせた言葉で、身体的・精神的・社会的に良好な状態のこと。経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉えるもの。

え

■SNS 《P13, 14》

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士がインターネット上で交流できる会員制サービスのこと。

か

■かがやきネットやまぐち 《P24》

生涯学習の振興のために運用している生涯学習情報提供システムのこと。

■関係人口 《P8, 9》

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者のこと。その地域で生まれ育った者、過去にその地域で勤務や居住、滞在の経験等を持つ者、ビジネスや余暇活動、ボランティア等をきっかけにその地域を往来する者、二地域

居住者などが含まれる。

こ

■コミュニティ・スクール 《P23》

学校運営協議会が設置されている学校のこと。学校の課題解決に向けて保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校・家庭・地域が連携・協働しながら子供たちの豊かな学びや成長を支えていく取組が行われている。

さ

■再生可能エネルギー 《P28》

太陽光や太陽熱、風力、水力、バイオマスなど、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や利用時に二酸化炭素がほとんど発生しないため、地球温暖化防止にも有効なエネルギーのこと。

■サテライトオフィス 《P12》

企業や団体が、都市部等に構える本拠とは別に、地方等の遠隔地に設置するオフィスのこと。

し

■自主防災組織 《P18》

地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚と連帯感に基づいて自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。

■自然公園 《P13》

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的に自然公園法に基づき指定される。国立、国定、県立の3種類があり、県内には8つの自然公園がある。

■社会起業家 《P12》

ビジネスにより社会問題や社会課題の解決を目指す起業家のこと。

■集落機能

《P6, 7》

集落が有するとされる、冠婚葬祭など地域住民同士が相互に扶助し合いながら生活の維持・向上を図る「生活扶助機能」、草刈りや道普請等により地域の生産活動の維持・向上を図る「生産補完機能」、農林地や地域固有の景観、文化等を維持・管理する「資源管理機能」のこと。

■省・創・蓄エネ

《P28》

エネルギーを効率よく使う「省エネルギー」、再エネなどの自ら電気や熱を創る「創エネルギー」、蓄電池等にエネルギーを貯蔵して必要な時に活用する「蓄エネルギー」のこと。

す

■スタートアップ企業

《P12》

研究開発等によるイノベーション創出を通じた社会貢献や、急激な成長が見込まれる企業のこと。

た

■体験型教育旅行

《P10》

児童・生徒が農山漁村でホームステイをしながら行う、農林漁業体験をはじめとした様々な体験活動を取り入れた修学旅行等のこと。

ち

■地域運営組織

《P25》

小学校区や公民館区等の広域的な範囲で、暮らしを支える仕組みづくりに取り組む住民組織のこと。

■地域おこし協力隊

《P7, 8, 10, 14》

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を地方自治体が「地域おこし協力隊員」として委嘱し、一定期間、地域おこし活動の支援や住民の生活支援など各種の地域協力活動に従事してもらいながら、その地域への定住・定着を図る取組のこと。

■地域経営会社

《P26》

住民が参画し、経営の視点を取り入れながら、地域資源等を活用した収益事業や生活サービス事業を複合的にを行い、地域を支える組織のこと。

■地域コミュニティ組織

《P7, 14, 25》

一定の地域を基盤とし、共通の属性や意識を持つ人々を構成員として、地域活動を行う団体や組織のこと。

■地域資源

《P5, 6, 7, 10, 11, 26, 27》

自然・土地、歴史・文化・伝統、農林水産物、加工産物、人工公物、技術など、地域に備わっているもの、地域から生み出されるものの総称。

■地域脱炭素化

《P28》

自治体・地域企業・市民など地域の関係者が主役になって、再生可能エネルギー等の地域資源を最大限活用することで、経済を循環させ、防災や暮らしの質の向上等の地域の課題をあわせて解決する地方創生に資する地域の成長戦略のこと。

■地域包括ケアシステム

《P19》

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

■中核経営体

《P7, 11》

集落営農法人や林業認定事業体、漁業士や漁業経営法人など、持続的かつ安定的な農林漁業経営を実践し、後継者を育成するとともに雇用の受け皿となり、地域をけん引する経営体のこと。

■中山間地域

《P17》

一般的には、平野の周辺部から山間部に至るまとまった平坦な耕地が少ない地域のこと。山口県では、地域振興5法（離島振興法、山村振興法、半島振興法、特定農山村法、過疎法）の適用地域又は農林水産省の農業地域類型区分による山間農業地域、中間農業地域のいずれかに該当する地域を指す。

■中小M&Aアドバイザー

《P12》

一般的には、平後継者不在でM&Aによる第三者への事業承継を検討する事業者に対し、M&Aの理解促進を図るため、山口県が派遣する専門家のこと。

※M&A

「Mergers (合併) and Acquisitions (買収)」

の略称。会社法の定める組織再編（合併や会社分割）に加え、株式譲渡や事業譲渡を含む、各種手法による事業の引継ぎをいう。

■長寿命化計画 《P18》

維持管理費の縮減や更新費用の平準化を図るため、具体的な対応方針を定めた計画のこと。

て

■テレワーク 《P8, 9》

情報通信技術を活用した、場所や時間にとられない柔軟な働き方のこと。働く場所によって、自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、モバイルワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス勤務など）に分けられる。

■デマンド型乗合タクシー 《P16》

利用者のニーズに応じて、電話予約や区域運行など、柔軟な運行を行うタクシーに準じた利便性と、乗合・低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービスのこと。

と

■特定地域づくり事業協同組合制度 《P24》

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づき、人口急減地域の課題（事業者単位では年間を通じた仕事がない等）に対応するため、地域の複数の事業者の仕事を組み合わせ、年間を通じた仕事を創出し、職員派遣する「特定地域づくり事業協同組合」を設立することにより、地域の担い手の確保を図るもの。

■図書館ネットワークシステム 《P24》

山口県内にある複数の公立・大学図書館の所蔵資料をWeb上で同時に検索することができるシステムのこと。

に

■二地域居住 《P8, 9》

都市住民が、本人や家族のニーズ等に応じて、多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、農山漁村等の同一地域において、中長期（1～3か月）、定期的・反復的に滞在すること等により、当該地域社会と一定の関係を保ちつつ、都市の住居に加えた生活拠点を持

つこと。

■日本型直接支払制度 《P17》

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する制度のこと。「多面的機能支払制度」、「中山間地域等直接支払制度」、「環境保全型農業直接支払制度」により構成される。

の

■農商工連携 《P7, 11》

中小企業者と農林水産業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品や新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行う取組のこと。

■農林業の知と技の拠点 《P11》

農業試験場、林業指導センターを農業大学校敷地に移転統合し、即戦力人材の育成と先端技術の開発に一体的に取り組む体制としたもの。令和5年4月供用開始。

は

■バーチャル山口博物館 《P24》

博物館の展覧会や展示資料をWeb上で観覧できるシステムのこと。

■バイオマス 《P28》

生物資源(bio)の量(mass)を表す言葉であり、再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のこと。

■ハザードマップ 《P18》

災害時に、住民が迅速かつ安全に避難し、人的被害を最小限度に食い止めることを目的として、予想される被害の程度や避難情報等の各種情報をわかりやすく表示した地図のこと。津波、高潮、洪水、土砂災害などのハザードマップがある。

ひ

■光ファイバ 《P7, 8, 14》

ガラスやプラスチックの細い繊維できている、光を通す通信ケーブルのことをいう。光ファイバケーブルは、電気信号を流して通信するメタルケーブルと比べて信号の減衰が少なく、

151

«P7, 8, 14»

ほ

«P19»

其

«P10»

む

«P21. 22»

«P21»

や

«P11»

 Φ

«P6»

«P14»

5

«P18»

ね

«P24»

ろ

«P7. 11»

わ

«P8, 9, 13»